

弁護士会照会制度

活用のポイント

第3回 預金口座内容の照会について

調査室

遺産相続に関する事件において、被相続人名義の預金口座の存在を明らかにし、被相続人の遺産の範囲を確定したり、不当に被相続人名義の預金口座から流出した金員がないかを調査したりするとき、金融機関に対し預金口座内容の照会をすることがあります。今回は、預金口座内容の照会について、ご注意ください点をご説明いたします。なお、東京弁護士会のホームページに、申出書のひな形がありますので、ご参照下さい。

1 添付書類

添付書類については、各金融機関により取扱が異なりますが、一般的には次の資料が必要とされています。

- (1) 遺産分割、遺留分減殺請求事件等相続事案の場合、相続関係を確認する必要から、①被相続人の除籍謄本、②依頼者が相続人であることがわかる戸籍謄本、③相続人関係図が必要となります。
- (2) 生存者の取引状況を照会する場合、口座名義人の同意書（委任状）が必要となります。口座名義人の同意が得られない場合は、回答拒否される場合が多いです。もっとも、いわゆるヤミ金被害の事案における振込先口座を照会事項とする場合は、同意が得られていなくても、回答を得られる事案が多くなっています。
- (3) 戸籍謄本類については、ほとんどの金融機関は写しで足りませんが、原本の提出を要求する金融機関もありますので、事前に照会先にご確認下さい。
- (4) また、本件照会に関する依頼者からの委任状や印鑑登録証明書の提出を要求する金融機関もありますので、事前に照会先にご確認下さい。

2 口座名義人の特定情報

照会事項には、口座名義人について、その氏名（ふりがなを付けて下さい）、生年月日、住所を記載

して下さい。また、口座名義人の住所が複数回にわたり移転している場合は、分かる範囲で過去の住所も併記して下さい。

3 過去にわたって取引履歴を照会する場合

預金口座の取引履歴について、その照会期間を過去にわたって照会する場合がありますが、その際は、照会期間を「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日（回答書作成日）まで」等と特定した上で、照会を必要とする理由の欄に、当該期間、過去に遡って照会をする必要性を具体的かつ簡潔に記載して下さい。

4 データの保存期間

金融機関によって、取引履歴等のデータの保存期間が異なります。過去のデータに遡って照会される場合は、照会先にデータが保存されているかを事前に問い合わせておくのが良いでしょう。

5 文書作成料等

金融機関によっては、文書作成料あるいは照会期間1か月当たりの調査手数料を徴求される場合があります。照会期間が長期に及ぶ場合、相応の手数料となる可能性がありますので、事前に金融機関に問い合わせておくのが簡明と思われます。

6 ゆうちょ銀行の郵便貯金口座の照会

ゆうちょ銀行の郵便貯金口座につき照会する場合、照会先は郵便局ではなく、「(株)ゆうちょ銀行〇〇貯金事務センター」となっています。ゆうちょ銀行貯金事務センターについては、東京弁護士会のホームページ（会員専用ページ）をご参照下さい。また、貯金事務センターでは、貯金の調査可能な期間は過去7年分（ただし、通常貯金の取引履歴は口座が特定されている場合は過去10年分）とされているようですので、ご注意下さい。